

一 職 業 紹 介 法 關 係

# 職業紹介法

(昭和十三年四月一日  
法律第六十一条)

改正 昭和十五年三月三十一日法律第七十四號(い)

第一條 政府ハ労務ノ適正ナル配置ヲ圖ル爲本法ニ依リ職業紹介事業ヲ管掌ス

第二條 何人ト雖モ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得ズ

第三條 政府ハ職業紹介事業ニ併セテ職業指導及必要ニ應ジ職業補導其ノ他職業紹介ニ關スル事項ヲ行フモノトス

前項ノ規定ニ依ル職業紹介及職業指導ハ之ヲ無料トス

第四條 政府ハ前條ニ規定スル事業ヲ行フ爲職業紹介所ヲ設置ス

職業紹介所ノ業務ヲ補助セシムル爲職業紹介所ニ聯絡委員ヲ置ク

職業紹介所及聯絡委員ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五條 市町村長(勅令ヲ以テ指定スル市ニ在リテハ區長)ハ命令ノ定ムル所ニ依リ職業紹介所ノ業務ノ一部ヲ行フ

第六條 第三條ニ規定スル事業ニ關シ職業紹介委員會ヲ置ク

職業紹介委員會ニ關スル規程へ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 削除

第八條 勞務供給事業ヲ行ヘントスル者又ハ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行ヘントスル者ニシテ命令ノ定ムルモノヘ地方長官(東京府ニ在リテヘ東京府知事及警視總監トス)ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ勞務供給事業及勞務者ノ募集ニ關シ必要ナル事項へ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヘ六月以下ノ徵役又ヘ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ規定ニ違反シ有料又ヘ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行ヒタル者

二 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ有料又ヘ營利ヲ目的トスル勞務供給事業ヲ行ヒタル者

第十條 第八條ノ規定ニ依ル許可ヲ受ケズシテ勞務者ノ募集ヲ行ヒタル者ヘ百圓以下ノ罰金又ヘ拘留ニ處ス

第十一條 法人又ヘ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ヘ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキヘ其ノ法人又ヘ人ヘ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免

ルルコトヲ得ズ

第十二條 本法ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ヘ禁治產者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 前二條ノ場合ニ於テヘ懲役又ヘ拘留ノ刑ニ處スルコトヲ得ズ

第十四條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テヘ本法中町村長ニ關スル規定ヘ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第十五條 第二條ノ規定ヘ主務大臣ノ指定スル職業ノ職業紹介事業ニヘ之ヲ適用セズ  
前項ノ職業紹介事業ニ關シ必要ナル事項ヘ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第十六條 本法ヘ船員職業紹介事業ニヘ之ヲ適用セズ  
附則

第十七條 本法施行期日ヘ勅令ヲ以テ之ヲ定ム(昭和十三年勅令第四百四十八號ヲ以テ同年七月一日ヨリ施行)

第十八條 従前ノ規定ニ依リ設置シタル職業紹介所ニ付テヘ本法施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ職業

紹介委員會ニ關スル規定ヲ除キ仍從前ノ例ニ依ル

第十九條 地方長官へ主務大臣ノ認可ヲ受ケ前條ノ職業紹介所ノ廢止ヲ命ズルコトヲ得

第二十條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ職業紹介所ヲ設置スル者へ命令ノ定ムル所ニ依リ當分ノ内無料ノ職業紹介事業ヲ行フコトヲ得

第二十一條 本法施行ノ際現ニ行政官廳ノ許可ヲ受ケ有料又ヘ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者へ命令ノ定ムル所ニ依リ引續キ其ノ事業ヲ行フコトヲ得

前項ノ職業紹介事業ノ施設ヲ相續ニ因リ承繼シタル者へ命令ノ定ムル所ニ依リ地方長官（東京府ニ在リテヘ東京府知事及警視總監トス）ノ許可ヲ受ケ其ノ事業ヲ行フコトヲ得此ノ場合ニ於テヘ相續開始ノ日ヨリ一月以内ニ許可ヲ申請スペシ

前項ノ者へ前項ノ申請ニ對スル許可又ヘ不許可ノ處分アル迄其ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十二條 本法施行ノ際現ニ第八條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業又ヘ勞務者ノ募集ヲ行フ者へ本法施行後一月以内ニ地方長官（東京府ニ在リテヘ東京府知事及警視總監トス）ニ許可ヲ申請スペシ

前項ノ者へ前項ノ申請ニ對スル許可又ヘ不許可ノ處分アル迄其ノ事業又ヘ募集ヲ行フコトヲ得

得

附 則（昭和十五年法律第七十四號）

本法ヘ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 職業紹介法施行令

（昭和十三年六月二十九日勅令第四百四十九號）

改正 昭和十五年三月三十一日勅令第二百二十六號（い）

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市ヲ指定スルコト左ノ如シ

東京市 京都市 大阪市 横濱市 神戸市 名古屋市

第二條 道府縣市町村ヘ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就業地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ヘ一部ヲ貸付スルコトヲ得  
(い)道府縣市町村ヘ「職業紹介所」ノ紹介ニ依リ雇傭セラレタル日傭勞働者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ヘ市町村費ヲ以テ賃銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得  
(い)

第三條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テヘ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ之ヲ

適用ス(い)

附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 (昭和十五年勅令第百二十六號)

本令ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 職業紹介法施行規則

(昭和十三年六月二十九日  
厚生省令第十五號)

改正 昭和十六年二月一日厚生省令第二號(い)

第一條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ市區町村長ノ行フ國民職業指導所ノ業務左ノ如シ(い)

一、勞務ノ需給ニ關スル査察ヲ行ヒ之ヲ所轄國民職業指導所ニ通報スルコト

二、國民職業指導所ニ直接申込ムコトノ困難ナリト認ムル求職ノ申込ニ付之ヲ所轄國民職業指導所ニ取次グコト

三、求人者又ヘ求職者ノ身元調査其ノ他ニ關シ國民職業指導所ヨリ照會アリタル場合之ヲ調查シ回答スルコト

四、國民職業指導所ノ通報スル求人ニ付之ヲ一般ニ周知セシムルコト

五、前號ノ場合其ノ他必要アル場合市區町村民ニ對シ就職ノ指導保護ヲ爲スコト

市區町村長前項ノ業務ヲ行フ場合ニ於テヘ所轄國民職業指導所長ノ指示スル所ニ依ルベシ  
(い)

第一條 聯絡委員ヘ市區町村長ノ行フベキ國民職業指導所ノ業務ニ付市區町村長ヲ補助スルノ

外國民職業指導所ヨリ特ニ補助スペキコトヲ求メラレタル事項ニ付國民職業指導所ヲ補助ス  
ベシ(い)

#### 附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

## 職業紹介規程

(昭和十六年十二月二十九日)  
厚生省告示第五百八十八號

改正 昭和十七年九月十二日厚生省告示五百十八號

### 第一章 總 則

第一條 職業紹介法ニ依リ國民職業指導所ノ行フ職業紹介ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條 職業紹介事業ハ國家ニ緊要ナル事業ノ勞務ヲ確保スルヤウ之ヲ運用スルモノトス

第三條 國民職業指導所ノ職員ニシテ職業紹介ニ關スル事務ニ從事スル者ハ求人者及求職者ニ  
對シ懇切ヲ旨トシ公正且迅速ナル取扱ヲ爲シ又職務上聞知セル身分又ハ秘密ニ屬スル事項ヲ  
故ナク他ニ漏洩スベカラズ

### 第二章 技能者及一般青壯年ノ職業紹介

#### 第一節 總 則

第四條 勞務調整令第四條ノ技能者及同令第七條ノ一般青壯年(第三章ニ定ムル新規中等學校  
卒業者及第五章ニ定ムル日傭勞務者ヲ除ク)ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル  
勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ第四章ニ規定スル以外ノ者及勞務調整令ニ依ル就  
職ノ制限ヲ受ケザル者ハ本規程ノ適用ニ付テハ一般青壯年ト看做ス

## 第一節 求人

一〇

第五條 求人ノ申込ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ限り之ヲ爲スコトヲ得

一 勞務調整令第七條第二號ニ規定スル者

二 國及道府縣

三 農業、林業、畜產業、養蠶業及水產業ヲ營ム者

第六條 求人ノ申込ハ技能者及一般青壯年別ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ヘ外國ナル場合ニ在リテヘ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ但シ特別ノ事情アル場合ハ求人者ノ住所地又ヘ事務所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スコトヲ得

第七條 求人ノ申込ハ左ノ期間内ニ於テ雇入レントスル人員ニ付毎期開始ノ前々月一日迄ニ之ヲ爲スベシ但シ期限後ニ於ケル緊急已ムヲ得ザル事情ニ基ク求人ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

第一期(自四月至六月)

第二期(自九月至七月)

第三期(自十二月至十一月)

第四期(自三月至二月)

第八條 同一ノ期ニ於テ求人ノ申込ノ外勞務調整令第七條第二號ニ依ル一般青壯年ノ雇入ノ認可申請ヲ爲サントスル場合ニ於テハ兩者ヘ之ヲ併セ爲スモノトス

第九條 求人ノ申込ニ關シ必要アル場合ニ於テハ求人者ノ出頭ヲ求メ又ヘ參考書類ノ提出ヲ求ムルコトアルベシ。

第十條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求人ノ申込ニ付其ノ昌數、募集希望地域及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十一條 求人ノ申込ニ付其ノ内容法令ニ違反スル場合、本規程ニ違反スル場合又ヘ前條ノ變更要求ニ應ゼザル場合ニ於テハ之ヲ受理セザルモノトス

求人ノ申込ヲ受理シタル後ト雖モ前項ノ場合ニ該當スルニ至リタルトキヘ之ガ受理ヲ取消シ求人者ニ其ノ旨通知スルモノトス

第十二條 求人者ハ求人ノ申込ヲ爲シタル後ニ於テハ特別ノ事由アルニ非ザレバ其ノ内容ヲ變更シ又ヘ求人ノ申込ヲ取消スコトヲ得ズ

求人者特別ノ事由ニ因リ求人ノ申込ノ内容ヲ變更シ又ヘ申込ヲ取消サントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ其ノ旨申出ヅベシ

### 第三節 求職

一一二

第十三條 求職ノ申込ハ成ルベク求職者ノ居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ但シ國民職業指導所ニ出頭シ難キ場合ニ於テハ居住地ノ市區町村長又ハ聯絡委員ニ之ガ取次ヲ依頼スルコトヲ得市區町村長又ハ聯絡委員前項ノ取次ノ依頼ヲ受ケタルトキハ速カニ所轄國民職業指導所ニ之ヲ取次グベシ

一般青壯年ト看做サルル國民學校修了者ノ求職ノ申込ハ出身學校ノ所在地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ

居所ノ移轉其ノ他ノ事由ニ依リ前項ノ國民職業指導所ニ求職ノ申込ヲ爲ス能ハザル場合ニ於テハ前項ノ國民職業指導所ヨリ職業指導ニ關スル證明書ノ交付ヲ受ケ他ノ國民職業指導所ニ之ヲ提出シ求職ノ申込ヲ爲スコトヲ得

第十四條 勞務ノ配置ヲ適正ナラシムル爲必要アル場合ニ於テハ求職ノ申込ニ付其ノ就職希望先、就職希望地及其ノ他ノ事項ノ變更ヲ求ムルコトアルベシ

第十五條 第九條、第十一條及第十二條ノ規定ハ求職ノ申込ニ之ヲ準用ス

### 第四節 紹介

第十六條 求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ求人票又ハ求職票ニ登録スルモノトス求人又ハ求職ノ聯絡ヲ受ケタルトキ亦同ジ

職業紹介ハ求人票又ハ求職票ニ登録セザル求人又ハ求職ニ對シ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第十七條 職業紹介ハ求人ノ國家的緊要度ニ從ヒズヲ爲スベシ

第十八條 職業紹介ハ求職者ニ對シ紹介狀ヲ交付シ之ヲ行フ但シ求職者ヲ一定ノ場所ニ集合セシメ求人者ニ紹介スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 求職者前條ノ紹介狀ノ交付ヲ受ケタルトキハ紹介セラレタル求人者ニ之ヲ提示スベシ

第二十條 職業紹介ハ求人ニ付テハ申込ヲ爲シタル期ノ期間内求職ニ付テハ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限リ之ヲ爲スモノトス但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二十一條 出頭、銓衡其ノ他職業紹介上必要ナル事項ニ付テハ國民職業指導所ノ指示ニ從フベキモノトス

求人者ハ國民職業指導所ノ指示スル期限迄ニ紹介ヲ受ケタル求職者ノ採否ヲ通報スルモノト

第二十二條 求人者又へ求職者前條ノ指示ニ從ヘズ又へ同條ノ通報ヲ爲サザル場合ニ於テハ紹介ヲ拒絶シ又へ取消スコトアルベシ

### 第三章 新規中等學校卒業者ノ職業紹介

第二十三條 左ニ掲タル學校等(以下學校ト稱ス)ノ卒業者ニシテ卒業年度ノ翌年度六月三十日迄(毎年十二月又へ三月ヲ卒業期トスル學校以外ノ學校ノ卒業者ニ在リテハ卒業後三月以内)ニ就職セントスルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

一 中學校、高等女學校、實業學校其ノ他之ニ類スル各種學校(養成所、講習所等ノ教育的施設ヲ含ム)ニシテ修業年限一年以上ノモノ

#### 二 青年學校普通科(教授及訓練時數年一千時間以上ノモノニ限ル)

二十四條 每年十二月又へ三月ヲ卒業期トスル學校ノ卒業者ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ卒業年度ノ六月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地方ガ外地又へ外國ナル場合ニ在リテハ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

毎年十二月又へ三月ヲ卒業期トスル學校以外ノ學校ノ卒業者ヲ雇入レントスル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人ノ申込ニ含メテ前項ノ國民職業指導所ニ之ヲ爲スベシ

二十五條 求職ノ申込ヲ爲サンツル者ハ在學中ニ於テ豫メ國民職業指導所及出身學校ニ於テ實施スペキ職業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ハ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

二十六條 職業紹介ハ前條ノ職業相談ニ基キ且出身學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

二十七條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ハ新規中等學校卒業者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

二十七條ノ二 本章ノ規定ハ左ニ掲タル學校ノ卒業者及年齢二十年以上ノ者ニハ之ヲ適用セズ

- 一 商船學校又へ海員養成施設
- 二 中央航空機乘員養成所又へ地方航空機乘員養成所
- 三 學校卒業者使用制限令第一條ノ指定學校ノ指定學科
- 四 獸醫手、保健婦、看護婦、產婆、按摩、鍼灸師、理髮師、神官又へ僧侶ノ學校

### 第四章 新規國民學校修了者ノ職業紹介

第二十八條 勞務調整令第六條ノ國民學校修了者ニシテ修了ノ年ノ六月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國スルモノノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第二十九條 求人ノ申込ハ所定ノ様式ニ依リ修了ノ前年ノ九月三十日迄ニ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ヘ外國ナル場合ニ在リテヘ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

第三十條 求職ノ申込ヲ爲サントスル者ハ就學中ニ於テ國民職業指導所及國民學校ノ實施スル職業相談ヲ受クベキモノトス

求職ノ申込ヘ前項ノ職業相談ノ際之ヲ爲スモノトス

第三十一條 職業紹介ヘ前條ノ職業相談ニ基キ且國民學校長ノ意見ヲ參酌シ之ヲ行フモノトス

第三十二條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定ヘ新規國民學校修了者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

## 第五章 日傭勞務者ノ職業紹介

第三十三條 日日他人ニ雇傭セラレ筋肉的勞働ニ從事スルヲ例トスル者及臨時ニ他人ニ雇傭セラレ筋肉的勞働ニ從事セントスル者ノ職業紹介ハ本章ノ定ムル所ニ依ル

第三十四條 求人ノ申込ヘ左ノ時期ニ所定ノ様式ニ依リ就業地ヲ管轄スル國民職業指導所(就業地ガ外地又ヘ外國ナル場合ニ在リテヘ厚生省)ニ之ヲ爲スベシ

一日日雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテヘ雇入ヲナサントスル日ノ前日正午迄

二期間ヲ定メ臨時ニ雇入ヲ爲サントスル者ニ在リテヘ雇入ヲナサントスル日ノ相當期間前前項第一號ノ場合ニ於ケル求人ノ申込ヘ口頭又ヘ電話ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十五條 求職ノ申込ヘ成ルベク居住地ヲ管轄スル國民職業指導所ニ本人出頭シ國民職業指導所ノ交付スル求職票ニ所要事項ヲ記載シ之ヲ爲スベシ

第三十六條 國民職業指導所求職者ニシテ相當長期ニ亘リ當時日傭勞務ニ從事スペキモノト認メタルトキヘ必要ニ應ジ之ヲ日傭勞務者臺帳ニ登錄シ登錄票ヲ交付スルモノトス

第三十七條 前條ノ登錄ヲ受ケタル者求職ノ申込ヲ爲ス場合ニ於テヘ登錄票ノ提示ヲ以テ第三十五條ノ定ムル求職申込ノ手續ヲ省略スルコトヲ得

第三十八條 求人ニ對スル職業紹介ハ日日雇入ヲナサントスル求人ニ在リテヘ當日限リ、期間ヲ定メ雇入ヲナサンスル求人ニ在リテヘ當該期間内ニ之ヲ爲スモノトス

第三十九條 求職者ノ職業紹介ヘ申込ノ翌月末日迄ノ間ニ限リ之ヲ爲スモノトス但シ第三十六條ノ規定ニ依リ登錄ヲ受ケタル者ヘ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 第五條、第九條乃至第十二條、第十四條乃至第十九條、第二十一條及第二十二條ノ規定へ日傭労務者ノ職業紹介ニ之ヲ準用ス

## 第六章 特 則

第四十一條 別ニ指定スル求人及求職者ニ對スル職業紹介へ本規程ニ依ラザルコトヲ得  
附 則

### 職業紹介業務規程ハ之ヲ廢止ス

第七條ニ定ムル第四期ノ求人申込期日へ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於ケル一般青壯年ノ求人ニ關スルモノニ限り同條ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年一月十日迄トス  
本規程公布ノ日以前ニ於テ爲シタル求人ノ申込ハ一般青壯年ノ求人申込ヲ除クノ外本規程ニ依リ求人ノ申込ヲ爲シタルモノト看做ス

## 無料職業紹介事業規則

(昭和十三年六月二十九日)  
厚生省令第十六號

改正 昭和十六年二月一日厚生省令第三號(昭和十七年十一月一日厚生省令第五十二號(る))

第一條 本令ハ職業紹介法第二十條ノ規定ニ依ル無料ノ職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二條 無料ノ職業紹介事業ヲ行フ者(以下經營者ト稱ス)ハ從前許可ヲ受ケテ設置シタル職業紹介所ノ位置、設備、職員定數及主トシテ紹介セントスル職業ノ種類ニ依リ其ノ事業ヲ行フモノトス

第三條 經營者ハ其ノ事業所ノ位置若ヘ設備、職員定數又ヘ主トシテ紹介セントスル職業ノ種類ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下同ジ)ノ許可ヲ受クベシ(る)

第四條 經營者ハ其ノ事業所ノ名稱中ニ職業紹介所又ヘ國民職業指導所若ヘ之ニ類スル文字ヲ用フルコトヲ得ズ(い)

第五條 經營者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ヘズ報償トシテ手數料其ノ他ノ財物又ヘ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第六條 經營者其ノ住所若ヘ氏名（法人ナルトキヘ其ノ事務所ノ所在地若ヘ名稱）ヲ變更シタルトキ又ヘ其ノ事業ヲ廢止シタルトキヘ七日以内ニ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

經營者死亡シタルトキヘ其ノ相續人又ヘ戸主ヨリ、經營者タル法人解散シタルトキヘ清算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第七條 經營者ヘ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ票簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載スベシ

- 一 求人票
- 二 求職票

### 三 紹介目計簿

第八條 經營者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ別表ノ様式ニ依リ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

第九條 地方長官ヘ監督上必要アリト認ムルトキハ業務ニ關スル諸般ノ報告ヲ爲サシメ書類、帳簿ヲ徵シ及實地ニ就キ業務ヲ檢閲スルコトヲ得

第十條 地方長官ハ經營者ガ本令ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スルノ虞アリト認ムルトキハ其ノ事業ノ全部若ヘ一部ノ停止又ヘ廢止ヲ命ズルコトヲ得

### 附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス

經營者ヘ其ノ設置シタル職業紹介所廢止ノ日ヨリ十五日以内ニ事業所ノ名稱ヲ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ

附 則 （昭和十六年厚生省令第三號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 則 （昭和十七年厚生省令第五十二號）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表ノ二

## 求職票

(实 现)

(卷四)

一ノ表別

## 求人票

(爽 白)

（四）而

年 月 日	求職者氏名	結果	措置略圖
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			

## 紹介日計簿

職業別	昭和年月日			期 分 日 計 錄			曜 日			天然		
	求職者數			相交 取扱 件數			就職者數			同上		
	登録數	再登録數	合計	男	女	計	男	女	計	總數	時中 雇用數	時中 登録數
合計												
日給労働者												
備考												

備考  
 1. 旅、旅別ハ工場及倉庫、土木建築、商業、農林業、水産業、通信運輸、戸内使用人、雑業及有  
能労働者ノ種別ニヨリ記入スルコト  
 2. 求職者内來數ハ登録セキ、求職者其ノ有效期間内ニ事業所ニ出席シタキ者ノ數ヲ記入スルコト  
 3. 雇り職ハ特次事務ヲ記載スルコト

別表ノ四

事業状況届  
職業紹介事業状況(昭和一年月)

職業別	求人數			求職者數			就職者數		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
工場及製造業									
土木建築業									
商業									
林業									
水産業									
通信運輸									
戸内使用人									
雑業									
計									
日給労働者									

營利職業紹介事業規則 (昭和十三年六月二十九日)  
 改正 昭和十五年十一月十五日厚生省令第四十八號(い)、昭和十六年一月一日厚生省令第四號(ろ)  
 第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第二十一條ノ規定ニ依ル有料又ハ營利ヲ目的トス  
 ル職業紹介事業ニ之ヲ適用ス

第二條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介事業ヲ行フ者(以下紹介業者ト稱ス)ハ其ノ事業所  
 ノ位置、主トシテ紹介セントスル職業ノ種類、手數料額若ヘ其ノ領收方法又ハ法人ノ定款若  
 ハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキハ事業所所在地ヲ管轄スル  
 地方長官ノ許可ヲ受クベシ

前項ノ許可ノ申請書ハ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長(以下國民職業指導所長ト  
 稱ス)ヲ經由スベシ(い、ろ)

第三條 紹介業者及其ノ同居ノ戸主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、  
 遊戲場、藝妓娼妓酌婦若ヘ之ニ類スルモノノ周旋業、勞務供給事業、質屋、古物商、金錢貸  
 付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ若ヘ其ノ營業者ノ從業者トナリ又ハ勞務者ノ募集從事者ト

ナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノヘ此ノ限ニ在ラズ(い)

前項ノ規定ヘ紹介業者ガ法人ナルトキヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

第四條 紹介業者ヘ其ノ事業所ノ名稱中ニ職業紹介所若ヘ國民職業指導所長又ヘ之ニ類スル文字ヲ用フルコトヲ得ズ(る)

第五條 紹介業者ヘ未成年者、禁治產者、準禁治產者又ヘ妻ニ付テヘ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ヘ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ紹介スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾ヲ得ルコト能ヘザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキヘ此ノ限ニ在ラズ

第六條 紹介業者ヘ許可ヲ受ケタル手數料ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ヘズ報償トシテ財物其ノ他ノ利益ヲ受クルコトヲ得ズ

第七條 紹介業者ヘ左ニ掲タル行為ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 事業ニ關シ誇大又ヘ虛偽ノ廣告又ヘ揭示ヲ爲スコト
- 二 紹介ニ關シ事實ヲ隱蔽シ又ヘ虛構シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト

三 求職者ノ意思ニ反シテ紹介ヲ爲スコト

四 求職者ヲ宿泊セシムルコト

五 金品ヲ給與シ又ヘ貸付ケテ就職ヲ誘導スルコト

六 被傭中ノ者ヲ勸誘シ他ニ紹介スルコト

七 事業所外ニ於テ被傭者タルコトヲ勸誘スルコト

八 求職者ヲ誘引スル者ニ對シ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ヘズ財物其ノ他ノ利益ヲ供與スルコト

九、紹介ニ係ル雇傭ノ當事者間ニ於ケル財物ノ授受ニ關與スルコト

十 求職者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ヘ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

十一 求職者ニ對シ財物ノ賣買又ヘ質入ヲ勸誘スルコト

十二 求職者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト

十三 藝妓、娼妓、酌婦又ヘ之ニ類スルモノノ周旋ヲ爲スコト

十四 求職者ニ對シ風俗ヲ素ル虞アル行為ヲ爲スコト

十五 求職者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ヘ其ノ案内ヲ爲スコト

十六 紹介ニ關シ知得シタル人ノ祕密ヲ漏洩スルコト

十七 事業所ニ掲示スルモノノ外求人又ハ求職ニ關スル廣告ヲ爲スコト(い)

第八條 紹介業者從業者ヲ使用スルトキハ使用ノ開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

第三條第一項、前條第九號乃至第十六號及其ノ罰則ノ規定ハ從業者ニ之ヲ準用ス

第九條 左ノ各號ノ一一該當セルトキハ紹介業者ハ七日以内ニ國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

一 紹介業者ノ本籍、住所、氏名(法人ナルトキハ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ハ氏名)又ハ事業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

二 紹介業者廢業シタルトキ

三 従業者ノ使用ヲ罷メタルトキ

四 従業者ノ住所又ハ氏名ニ變更アリタルトキ

五 従業者死亡シタルトキ

紹介業者死亡シタルトキハ其ノ相續人又ハ戸主ヨリ、紹介業者タル法人解散シタルトキハ清

算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十條 法第二十一條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ戸籍

抄本ヲ添ヘ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ申請スペシ

一本籍、住所、氏名、年齢及履歴

二 被相續人ノ氏名竝ニ事業所ノ位置及名稱

三 被相續人トノ續柄及相續開始ノ事由

四 主トシテ紹介セントスル職業ノ種類

五 手數料額及其ノ領收方法

第六條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十一條 紹介業者ハ事業所ニ別表ノ様式ニ依ル左ノ帳簿ヲ備ヘ日日紹介ニ關スル事項ヲ記載

スペシ(い)

一 求人簿(様式第一號)

二 求職簿(様式第二號)

三 紹介日計簿(様式第三號)

四 手數料收受簿(様式第四號)

三〇

前項ノ帳簿へ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スペシ

第十二條 紹介業者へ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ事業所毎ニ様式第五號ニ依リ國民職業所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

第十三條 當該官吏へ紹介業者ニ對シ書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官必要アリト認ムルトキヘ手數料額又ヘ其ノ領收方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 地方長官へ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ其ノ事業ヲ停止シ又ヘ許可ヲ取消スコトヲ得

一 紹介業者本令若ヘ本令ニ基ク命令又ヘ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 紹介業者正當ノ事由ナクシテ六月以上其ノ業務ヲ行ヘザルトキ

三 前各號ノ外紹介業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルトキ

第十六條 國民職業指導所長へ從業者職業紹介業ニ從事セシムルニ適セズト認ムルトキヘ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得(い、ろ)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ヘ拘留又ヘ科料ニ處ス

一 第二條第一項、第三條乃至第七條、第八條第一項、第九條、第十一條又ヘ第十二條ノ規定ニ違反シタル者(い)

二 第十一條第一項ノ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

三 第十三條、第十四條又ヘ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

四 第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ行ヒタル者

第十八條 本令ノ罰則ヘ其ノ者ガ法人ナルトキヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行ズル役員ニ、

未成年者又ヘ禁治產者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

紹介業者ヘ從業者、同居ノ戸主、家族又ヘ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行為ヲ爲シタルトキヘ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ヘ地方長官之ヲ定ム

第二十條 本令中地方長官トアルヘ附則第三項ヲ除クノ外東京府ニ在リテヘ東京府知事及警視

總監トス

**第二十一條** 本令ハ法第十五條第一項ノ規定ニ依リ指定スル職業ノ職業紹介事業ニハ之ヲ適用セズ

附  
則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第二條第三項及其ノ準用ニ關スル規定ヘ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

大正十四年内務省令第三十號營利職業紹介事業取締規則ハ之ヲ廢止ス  
第十二条ノ規定ニ依リ裁定出一丁目二番

地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スペシ

本令（昭和十五年十二月一日）

附 貼  
(昭和十六年厚生省令第四號)

スリムノトヨタマニテ旅行ノ

樣式第一號(求人簿)

一、本簿ニハ求人ノ申込アリタルトキ直ニ「登録年月日」「求人者」及「雇入條件」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト  
二、「番號」ノ欄ニハ各簿冊毎ニ一貫番號ヲ附スルコト  
三、手數料ヲ收受シタルトキハ直ニ「手數料額及收受年月日」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト  
四、紹介ヲ爲シタルトキハ速ニ其ノ月日及被紹介者ノ氏名・住所ヲ記載シ其ノ顔末ハ夫々直ニ記入整理シ置クコト  
五、本籍ハ横書ト爲スモ支障ナキコト  
六、本簿ノ各欄ノ位罝ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト  
七、「紹介額末」ノ欄ヲ裏面トシ其ノ他ノ欄ヲ表面トシ求人一口毎ニ用紙一枚トスルモ支障ナキコト

様式第二號(求職簿)

第		登録年月日		手數料額及 收受年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日	
號		氏 名		現住所		生年月日		月		口主		月	
本 籍		戸主ノ氏 名及本人 トノ續柄		トノ續柄		年 月 日		年		月		年	
前職務	前勤務	期間	前勤務	前給料	當地在住日數	前給料	當地在住日數	前給料	當地在住日數	前給料	當地在住日數	前給料	當地在住日數
紹介月日	紹介先住所	紹介月日	紹介職務	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日	紹介月日
就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日	就職月日
末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務	末 職 務
給 料	通勤 費	住込 費	日給	通勤 費	住込 費	日給	通勤 費	住込 費	日給	通勤 費	住込 費	日給	通勤 費
職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務	職 務
必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト	必要事項ヲ記載スルコト
三、「番號」ノ欄ニハ各簿冊毎ニ一貫番號ヲ附スルコト	四、「手數料ヲ收受シタルトキハ直ニ「手數料額及收受年月日」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト	五、「紹介後就職決定シタルトキハ「就職頬末」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト	六、「紹介後就職決定シタルトキハ「就職頬末」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト	七、「本籍ハ横書ト爲スモ支障ナキコト	八、「本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト	九、「紹介頬末」及「就職頬末」ノ欄ヲ裏面トシ其ノ他ノ欄ヲ表面トシ求職者一人毎ニ用紙一枚トスルモ支障ナキコト							

## 備考

- 一、本簿ハ男女毎ニ別冊ヲ備フルコト
- 二、本簿ニハ求職ノ申込アリタルトキ直ニ「登録年月日」、求職者ノ「氏名」、「現住所」、「本籍」、「生年月日」、「戸主ノ氏名及本人トノ續柄」、「省令第五條ニ依ル承諾者ノ住所氏名及本人トノ關係」、「希望條件」、「前職務」、「前勤務期間」、「前給料」、「當地在住日數」、「技能經驗」、「修學程度」ノ各欄ニ夫々必要事項ヲ記載スルコト
- 三、「番號」ノ欄ニハ各簿冊毎ニ一貫番號ヲ附スルコト
- 四、「手數料ヲ收受シタルトキハ直ニ「手數料額及收受年月日」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト
- 五、「紹介後就職決定シタルトキハ「就職頬末」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト
- 六、「紹介後就職決定シタルトキハ「就職頬末」ノ欄ニ必要事項ヲ記載スルコト
- 七、「本籍ハ横書ト爲スモ支障ナキコト
- 八、「本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト
- 九、「紹介頬末」及「就職頬末」ノ欄ヲ裏面トシ其ノ他ノ欄ヲ表面トシ求職者一人毎ニ用紙一枚トスルモ支障ナキコト

樣式第四號（手數料收受簿）

備一考

- 一、本簿ニハ手數料收受ノ都度必要事項ヲ記載スルコト  
二、求人者及求職者雙方ヨリ手數料ヲ收受シタルトキハ成ルベク列記スルコト  
三、「番號」ノ欄ニハ手數料支拂者ノ登載シアル求人簿又ハ求職ノ番號ヲ「人第  
四、如ク記載スルコト  
五、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト  
六、本簿ニハ所定以外ノ欄ヲ許クルモ支障ナキコト

佛  
卷

本書ノ用紙ノ大きさハ日本標準規格B列5番(182mm×257mm)ナシル

勞務供給事業規則

(昭和十三年六月二十九日  
厚生省令第十八號)

改正 同年十二月二十九日厚生省令第七十一號(は)昭和十五年十一月十五日厚生省令第四十九號(い)、昭和十六年一月一日厚生省令第五號(ろ)、

**第一條** 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務供給事業ニ之ヲ適用ス  
**第二條** 法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ勞務供給事業ハ勞務者ヲ有料ニテ又ハ營

ル地方長官ニ申請スベシ

- 一 本籍、住所、氏名、年齢及履歴、法人ナルトキヘ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、定期款、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所、氏名及履歴

- 五 所屬労務者ニ支給スル賃金其ノ他ノ給與ノ額及支給方法(い)
- 六 供給ニ依ル収益方法又ヘ報償ノ額若ヘ率(い)
- 七 他ノ労務供給事業ヲ行フ者ニ對シ所屬労務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法(い)
- 八 他ノ者ヨリ供給ヲ受ケタル労務者ヲ供給スル場合ノ利益ノ配分方法(い)
- 九 所屬労務者ノ業務上ノ負傷、疾病、死亡等ニ對スル扶助其ノ他ノ措置
- 十 所屬労務者ニ對スル金品ノ貸付及回収方法
- 十一 所屬労務者ノ宿泊施設ヲ設クルトキヘ其ノ所在地、構造(平面圖添附)、宿泊定員及宿泊料金額
- 十二 所屬労務者ニ對スル福利施設ヲ設クルトキヘ其ノ内容
- 第4條 勞務供給事業ヲ行フ者(以下供給業者ト稱ス)ヘ事業所ノ所在地、前條第三號乃至第十二號ノ事項又ヘ法人ノ定款若ヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ變更セントスルトキヘ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ノ許可ヲ受クベシ(い)
- 第五條 前二條ノ許可ノ由請書ヘ事業所一道府縣内ニ數事業所ヲ設クルモノニ在リテヘ其ノ道府縣内ニ於ケル主タル事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スペシ(い、る)
- 第六條 供給業者及其ノ同居ノ戸主、家族ハ宿屋、料理屋、飲食店、貸座敷、待合、藝妓屋、遊戯場、藝妓娼妓酌婦若ヘ之ニ類スルモノノ周旋業、質屋、古物商、金錢貸付業其ノ他之ニ類スル營業ヲ爲シ又ヘ其ノ營業者ノ從業者トナルコトヲ得ズ但シ地方長官支障ナシト認メテ認可シタルモノハ此ノ限ニ在ラズ(い)
- 前項ノ規定ヘ供給業者法人ナルトキヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ準用ス但シ其ノ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條 供給業者ヘ未成年者、禁治產者、準禁治產者又ヘ妻ニシテ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又ヘ夫ノ承諾ナキ者ヲ所屬労務者ト爲スコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ因リ其ノ承諾ヲ得ルコト能ヘザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキヘ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條ノ二 供給業者ハ労務調整令第四條ノ規定ノ適用ヲ受クル技能者及同令第六條ノ國民學校修了者ヲ所屬労務者ト爲スコトヲ得ズ但シ同令第四條ノ規定ニ依リ其ノ雇入及就職ニ付認可ヲ受ケタル技能者ヲ所屬労務者ト爲ス場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 第七條ノ三 供給業者ヘ日々又ヘ三十日未満ノ期間ヲ定メ労務者ヲ所屬労務者タラシメントス

ル場合、其ノ人員ニ付事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ認可ヲ受クベシ  
前項ノ認可申請ヘ左ニ掲グル期日迄ニ様式第一號ニ依リ之ヲ爲スペシ

一 第一期 四月ヨリ六月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ  
其ノ年ノ三月一日

二 第二期 七月ヨリ九月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ  
其ノ年ノ六月一日

三 第三期 十月ヨリ十二月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ  
其ノ年ノ九月一日

四 第四期 一月ヨリ三月迄ノ間ニ於テ所屬勞務者タラシメントスル人員ノ申請ニ在リテハ  
其ノ前年ノ十二月一日

**第七條**ノ四 國民職業指導所長勞務調整上必要アリト認ムルトキヘ供給業者ニ對シ所屬勞務者  
ノ供給先、供給人員、其ノ他供給ニ必要ナル事項ヲ指示スルコトヲ得

**第八條** 供給業者ヘ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

一 事業ニ關シ誇大又ヘ虛偽ノ廣告又ヘ掲示ヲ爲スコト

二 所屬勞務者ノ意思ニ反シテ供給ヲ爲スコト

三 金品ヲ給與シ又ヘ貸付ケテ所屬勞務者タルコトヲ勸誘スルコト

四 被傭中ノ者ヲ勸誘シ所屬勞務者トスルコト

五 所屬勞務者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ヘ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト

六 所屬勞務者ニ對シ財物ノ賣買又ヘ質入ヲ勸誘スルコト

七 所屬勞務者ノ財物ヲ買受ケテ不當ノ利益ヲ得ルコト

八 所屬勞務者ニ對シ風俗ヲ素ル處アル行爲ヲ爲スコト

九 所屬勞務者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ヘ其ノ案内ヲ爲スコト

十 所屬勞務者ノ外出、通信若ヘ面接ヲ妨ゲ其ノ他所屬勞務者ノ自由ヲ拘束シ又ヘ苛酷ナル  
取扱ヲ爲スコト

十一 當該官吏又ヘ所屬勞務者ヲ保護スル者ニ對シ所屬勞務者ノ所在ヲ隠蔽シ又ヘ之ヲ偽ル  
コト

十二 所屬勞務者ノ宿泊施設ニ定員ヲ超エテ宿泊セシムルコト

十三 故ナク所屬勞務者ノ宿泊施設ニ所屬勞務者ニ非ザル者ヲ宿泊セシムルコト

第九條 供給業者從業者ヲ使用スルトキヘ使用開始ノ日ヨリ五日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、年齢及履歴ヲ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

第六條第一項、前條第五號乃至第九號及其ノ罰則ノ規定ヘ從業者ニ之ヲ準用ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ供給業者ハ七日以内ニ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

一 供給業者ノ本籍、住所、氏名（法人ナルトキヘ其ノ名稱、主タル事務所ノ所在地、理事

其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ住所又ヘ氏名）又ヘ事業所ノ名稱ヲ變更シタルトキ

二 供給業者廢業シタルトキ

三 従業者ノ使用ヲ罷メタルトキ

四 従業者ノ住所又ヘ氏名ニ變更アリタルトキ

五 従業者死亡シタルトキ

供給業者死亡シタルトキヘ其ノ相續人又ヘ戸主ヨリ、供給業者タル法人解散シタルトキヘ清算人ヨリ前項ニ準ジ届出ヅベシ

第十一條 供給業者ハ事業所ニ左ノ帳簿ヲ備ヘ日日供給ニ關スル事項ヲ記載スベシ(い、は)

一所屬勞務者名簿（様式第一號ノ二）

二 勞務者供給簿（様式第二號）

三 貨金受拂簿（様式第三號）

前項ノ帳簿ヘ最後ノ記載ヲ爲シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第十二條 供給業者ハ毎月五日迄ニ前月ノ事業狀況ヲ各事業所毎ニ様式第四號ニ依リ事業所所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い、ろ)

第十三條 當該官吏ヘ供給業者ニ對シ書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第十四條 地方長官必要アリト認ムルトキヘ第三條第四號乃至第十二號ノ事項ノ變更ヲ命ズルコトヲ得（い、ろ）

第十五條 地方長官ハ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ其ノ事業ヲ停止シ又ヘ許可ヲ取消スコトヲ得

一 供給業者本令ニ基ク命令又ヘ之ニ基キテ爲シタル處分ニ違反シタルトキ

二 供給業者正當ノ事由ナクシテ六月以上其ノ業務ヲ行ヘザルトキ

三 前各號ノ外供給業者事業ヲ行フニ適セズト認ムルトキ

第十六條 國民職業指導所長へ從業者等務供給事業ニ從事セシムルニ適セズト認ムルトキヘ其ノ使用ヲ禁止スルコトヲ得(い、ろ)

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者へ拘留又へ科料ニ處ス

一 第四條、第六條乃至第七條ノ三第一項、第八條、第九條第一項、第十條乃至第十二條ノ規定ニ違反シタル者

二 第七條ノ四ノ規定ニ依ル指示ニ從ヘザル者

三 第十一條第一項ノ帳簿ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

四 第十三條、第十四條又へ第十六條ノ規定ニ基ク命令ニ違反シタル者

五 第十五條ノ規定ニ依リ事業ヲ停止セラレタル者ニシテ其ノ停止期間中事業ヲ行ヒタル者第十八條 本令ノ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又へ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ノ法定代理人ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ  
供給業者へ從業者、同居ノ戸主、家族又へ雇人ニシテ其ノ事業ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第十九條 地方長官へ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ第二條ノ規定ニ拘ハラズ業務ノ種類ヲ限リ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二十條 本令ニ定ムルモノノ外必要ナル事項へ地方長官之ヲ定ム

第二十一條 本令中地方長官トアルへ附則第二項ヲ除クノ外東京府ニ在リテハ東京府知事及警總監トス

#### 附 則

本令ハ昭和十三年七月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ第五條第二項ノ規定ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

十二條ノ規定ニ依リ職業紹介所長ニ爲スペキ届出ハ昭和十四年三月三十一日迄ハ事業所所在地ヲ管轄スル地方長官ニ之ヲ爲スペシ

法第二十二條ノ勞務供給事業ヲ行フ者又へ其ノ同居ノ戸主若ヘ家族本令施行ノ際現ニ第六條ノ規定ニ依リ禁止セラレタル事項ヲ行フトキハ特ニ地方長官ノ許可ヲ受ケテ本令施行ノ日ヨリ一年ヲ限リ其ノ事項ヲ行フコトヲ得

附 則 (昭和十五年厚生省令第四十九號)

本令ハ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

本令ハ施行ノ際現ニ行フ労務供給事業ニシテ從前ノ規定ニ依リ法第八條第一項ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フ者ガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限リ其ノ申請ニ對スル許可又ヘ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス

附 則（昭和十六年厚生省令第七十一號）

本令ハ昭和十七年一月十日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行ノ際現ニ行フ労務供給事業ニシテ從前ノ規定ニ依リ法第八條第一項ノ許可ヲ受クルコトヲ要セザリシモノニ付テハ其ノ事業ヲ行フモノガ本令施行ノ日ヨリ三十日以内ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ申請シタル場合ニ限リ其ノ申請ニ對スル許可又ヘ不許可ノ處分アル迄第二條ノ規定ニ拘ラズ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事業ニ非ザルモノトス

本令施行ノ際現ニ三十日未滿ノ期間ヲ定メテ労務者ヲ所屬セシメ居ルモノニ付テハ當該期間ノ満了迄第七條ノ三ノ規定ヘ之ヲ適用セズ第七條ノ三第二項第四號ノ申請期日ヘ供給業者ニシテ昭和十七年一月十日ヨリ三月迄ノ間ニ於テ日々又ヘ三十日未滿ノ期間ヲ定メ労務者ヲ所屬労務者タラシメントスル場合ニ限リ同條同項同號ノ規定ニ拘ラズ昭和十七年二月十日トス  
前項ノ場合ニ於テ供給業者ニシテ前項ノ申請期日迄ニ認可ヲ申請シタル場合ニ於テハ其ノ申請ニ對スル認可又ヘ不認可ノ處分アル迄ハ第七條ノ三ノ規定ヘ之ヲ適用セズ

## 様式第一號

五〇

臨時所屬労務者員數認可申請書

所屬供給業者ノ所在地 名稱及事業主(法人等) 在リテハ其ノ名稱及代 表者)氏名印		日々又ハ三十日未滿ノ 常時所屬労務者數		同上ノ主要ナル供給先		供給額	
所屬勞務供給狀況 申請理由 其ノ他		性別	年齡	性別	年齡	性別	年齡
		男	女	男	女	男	女
三 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女
四 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女
五 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女
六 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女
七 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女
八 月	三十日未滿ノ期 間	延員數	最高員數	同上ノ主要ナル供給先	供給額	男	女

様式第一號ノ二(所屬労務者名簿)

番登 號錄	昭和年月日		道府 縣地	住 所			職種	氏名及生年月日
	所屬労務者トナ リタル年月日	月 日 年		月 日 年	月 日 年	月 日 年		
一	月	月	月	年	年	年	年	月 生
二	月	月	月	年	年	年	年	月 生
三	月	月	月	年	年	年	年	月 生
四	月	月	月	年	年	年	年	月 生
五	月	月	月	年	年	年	年	月 生
六	月	月	月	年	年	年	年	月 生
七	月	月	月	年	年	年	年	月 生
八	月	月	月	年	年	年	年	月 生

## 別記

一 「常時所屬労務者數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月末日現在ニ於ケル常時所屬労務者ノ實人員ヲ記載スルコト、三十日未満ノ所屬労務者數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ日々又ハ三十日未満ノ期間ヲ定メ所屬セシタル労務者數」欄ニハ申請書提出ノ日ノ前月中ニ於テ日々又ハ三十日未満ノ期間ヲ定メ所屬セシタル労務者ノ供給員數ヲ延数ニテ記載スルコト

- 備考
- 一、本簿ニハ所屬労務者トナリタル時ノ順ニ連記スルコト
  - 二、記載事項ニ異動アリタルトキハ直ニ整理訂正スルコト
  - 三、所屬労務者所屬労務者タラザルニ至リタルトキハ朱線ヲ以テ之ヲ抹消シ其ノ年月日ヲ欄外ニ附記スルコト
  - 四、登録番号ハ各簿冊毎ニ一貫番号トスルコト
  - 五、職種ノ欄ニ、職工、大工、人夫、仲仕、家事婦、附添婦、料理人、給仕人等所屬労務者ノ職種ノ名ヲ具體的ニ記載スルコト
  - 六、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト
  - 七、本簿ハ職種別ニ別冊ト爲スモ支障ナキコト、職種別ニ別冊ト爲シタルトキハ表紙ニ其ノ職種ヲ明記シ、職種ノ欄ヲ省略スルモ支障ナキコト
  - 八、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ許クルモ支障ナキコト

様式第二號(労務供給簿)

五二

(甲)	供給先	供給員	供給シタ	供給人員	供給シタル労務者	供給シタル労務者ノ
年月日	名稱	事業種別	ノ職種別	男	女	氏名又ハ登録番號
月	月	月	月	月	月	月
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年

(乙)	供給先	供給員	供給シタ	供給人員	供給シタル労務者	供給シタル労務者ノ
年月日	名稱	事業種別	ノ職種別	男	女	氏名又ハ登録番號
月	月	月	月	月	月	月
日年	日年	日年	日年	日年	日年	日年

- 備考  
 一、所屬労務者多數ニシテ且一供給先ニ同時ニ相當數ノ労務者ヲ供給スル事業ニ在リテハ原則トシテ  
 二、(甲)様式ニ依リ其ノ他ノ事業ニ在リテハ原則トシテ(乙)様式ニ依ルコト  
 三、(乙)様式ハ所屬労務者ノ職種別ニ別冊トシ表紙ニ其ノ職種名ヲ明記スルコト  
 四、供給先ノ欄ニハ何々工場、何々會社、何々商店、何々病院、何々病院、何町何某等具體的ニ記載スルコト  
 五、供給シタル労務者ノ職種別ハ職工、大工、人夫、仲仕、家事婦、附添婦、料理人、給仕人等所屬労務者ノ職種ノ名稱ヲ具體的ニ記載スルコト  
 六、「登録番號」ハ所屬労務者名簿ノ登録番號ヲ用フルコト、所屬労務者名簿數冊アセトキハ其ノ區分ノ明ニスルコト

様式第三號(賃金受拂簿)

備考	受拂	供給先ヨリノ收受	所屬労務者ヘノ支拂及所屬労務者ヨリノ收受
年月日	供給先	賃金收受總額又ハ勞務供給請負他ノ報償收	所屬労務者ヘノ支拂及所屬労務者ヨリノ收受
月	月	月	月
年	年	年	年

- 備考  
 一、本簿ニ賃金、請負金、手數料其ノ他労務ノ供給ニ關シ收受又ハ支拂ヲ爲シタルトキハ其ノ都度必  
 二、要事項ヲ記載スルコト  
 三、本簿ハ供給先ヨリノ收受簿ト所屬労務者ヘノ支拂及所屬労務者ヨリノ收受簿トノ二ニ區分スルモ支  
 障ナキコト  
 四、右ノ場合ニ於テ同一ノ供給先ニ繼續シテ供給スルトキハ收受簿ハ供給先毎ニ口座ヲ別トシ日日ノ供給  
 先ノ記載ヲ省略スルモ支障ナキコト  
 五、本簿ハ横書ト爲スモ支障ナキコト  
 六、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト  
 七、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト  
 八、本簿ノ各欄ノ位置ヲ若干變更シ又ハ所定以外ノ欄ヲ設クルモ支障ナキコト

勞務供給事業狀況(年月分)			供給業者住所		
所屬勞務者員數			勞務供給狀況		
職種名	男	女	計	供給延人員	貨金備考
	男	女	計	最高	最低
				普通	
計					

## 備考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列5番(182mm×257mm)トスルコト  
 二、一所屬勞務者員數欄ニハ所屬勞務者ノ各月末現在ノ員數ヲ記載スルコト  
 三、職種別ハ職工、大工、人夫、仲仕、家事婦、附添婦、料理人、給仕人等所屬勞務者ノ名稱ヲ具體的ニ記載スルコト  
 四、賃金ハ原則トシテ定額賃金(日給)ニ依リ普通賃金ハ供給シタル勞務者ノ各職種毎ニ同一賃金ノ最多多數アリシモノヲ記載シ、月給、出來高拂等ノ場合ニハ備考欄ニ註記スルコト

## 労務者募集規則(昭和十五年十一月十五日)

改正

昭和十六年二月一日厚生省令第六號(同年十二月二十九日厚生省令第七十二號)

第一條 本令ハ職業紹介法(以下法ト稱ス)第八條ノ規定ニ依ル勞務者ノ募集ニ之ヲ適用ス

第二條 國民職業指導所長ノ指定スル者ノ行フ國民職業指導所長ノ指定スル様式ニ依ル文書ノ掲出又ハ頒布ノミニ依ル勞務者ノ募集ヲ除クノ外勞務者ノ募集ハ法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クヘキモノトス(ろ)

第三條 本令ニ於テ募集主トヘ勞務者ヲ雇傭スル爲勞務者ノ募集ヲ行フ者ヲ謂ヒ募集從事者トハ募集主ノ委託ヲ受ケ又ハ自ラ雇傭センガ爲勞務者又ハ勞務者タルベキ者ニ對シ應募ヲ勧誘シ又ハ應募ヲ其ノ就業場以外ノ場所ニ於テ詮衡シ若ハ引率旅行スル者ヲ謂ヒ募集地トヘ募集ニ關スル文書ヲ頒布若ヘ掲出し又ハ募集從事者が應募ノ勧誘若ハ應募者ノ詮衡ヲ爲ス地ヲ謂フ

第四條 勞務者ノ募集許可ヘ募集地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ但シ新聞、雜誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ノミニ依ル募集ニ付テヘ之ヲ掲載スル出版物ノ發行地ヲ管轄スル地方長官之ヲ行フ

第五條 勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲タル事項ヲ具シ様式第一號ニ依リ申請スベシ

一 募集主ニ關スル事項

二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スペキ事業ニ關スル事項

三 募集人員、募集期間及募集區域ニ關スル事項

四 募集方法ニ關スル事項

五 其ノ他募集ニ關スル事項

勞務者ノ募集ノ許可ヲ受ケタル者前項第二號乃至第五號ノ事項ヲ變更セントスルトキヘ前項第一號ノ事項、變更セントスル事項及變更ヲ必要トスル事由ヲ具シ許可ヲ受クベシ

前二項ノ申請ハ之ニ其ノ副本（募集地（前條但書ノ募集ナル場合ハ出版物ノ發行地）ガ應募者ノ就業場所在地ト同一道府縣ニ在ル場合ヘ一通、其ノ他ノ場合ヘ二通）ヲ添附シ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ（い）

第六條 二以上ノ道府縣ノ區域ニ跨リ勞務者ノ募集ヲ行ヘントスル者ハ様式第一號ニ依ル勞務者募集計畫書ヲ應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル地方長官ニ提出スベシ但シ第四條但書ノ募集ノ場合ヘ此ノ限リニ在ラズ

前項ノ勞務者募集計畫書ヘ之ニ其ノ副本二通ヲ添附シ勞務者募集許可申請書ト共ニ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ヲ經由スベシ（い）

第七條 募集主ヘ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ヘ頒布スル文書ニ付應募者ノ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢閱ヲ受クベシ但シ新聞、雑誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ（い）

國民職業指導所長支障ナシト認ムルトキハ募集主ノ請求ニ依リ前項ノ文書ニ檢印ヲ爲スベシ（い）

第八條 募集主勞務者ノ募集ニ關シ文書ヲ掲出又ヘ頒布セントスルトキハ募集從事者ニ對シテ

掲出又ヘ頒布セシムル場合ヲ除クノ外其ノ文書ヲ添附シ様式第三號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ新聞、雑誌其ノ他ノ定期出版物ニ廣告ヲ掲載スルトキヘ此ノ限ニ在ラズ（い）

前項ノ届出ニ添附スペキ文書ヘ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ檢印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス（い）

第九條 地方長官必要アリト認ムルトキヘ募集主ニ對シ地域ヲ指定シテ労務者ノ募集ニ關スル文書ノ掲出又ハ頒布ヲ制限スルコトヲ得

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ募集主ヘ其ノ掲出シタル労務者ノ募集ニ關スル文書ヲ撤去スベシ

- 一 掲出シタル文書ニ記載シタル事項變更アリタルトキ
- 二 募集ヲ終了シタルトキ
- 三 募集期間満了シタルトキ
- 四 募集ヲ罷メタルトキ
- 五 募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 六 事業ヲ廢止シタルトキ

第十一條 募集主募集從事者タルコトヲ委託シタルトキヘ様式第四號ニ依リ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル労務者募集從事委託書ヲ其ノ者ニ交付スベシ

- 一 募集主ニ關スル事項
- 二 應募者ノ就業場ニ關スル事項

三 募集從事者ニ關スル事項

四 募集從事者ニ對スル委託ノ内容及報償ニ關スル事項

第十二條 募集主募集從事者ヲシテ應募ノ勸誘ヲ爲サシムルトキヘ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル就業案内ヲ募集從事者ニ交付スベシ

一 集募主ニ關スル事項

二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スペキ事業ニ關スル事項

三 短期ノ事業ニ在リテヘ其ノ事業ノ開始及終了期日

四 就業時間、休憩時間、休日及夜間作業ニ關スル事項

五 賃金ニ關スル事項

六 宿舍、食事ノ費用、往復ノ旅費等ノ負擔ニ關スル事項

七 制裁ノ定アルトキヘ之ニ關スル事項

八 履僱期間及解雇ニ關スル事項

九 負傷、疾病又ハ死亡ノ場合ニ於ケル扶助ニ關スル事項

第十三條 募集從事者労務者ノ募集ニ著手セントスルトキヘ左ニ掲グル事項ヲ様式第五號ニ依

リ各募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ他ノ募集從事者ノ勧誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者へ此ノ限リニ在ラズ(い)

- 一 募集主ニ關スル事項
- 二 應募者ノ就業場及應募者ノ就業スペキ事業ニ關スル事項
- 三 募集從事者ニ關スル事項
- 四 募集從事中ノ居所及事務所ニ關スル事項
- 五 當該國民職業指導所管内ニ於ケル募集從事期間及募集豫定人員(い)
- 六 應募者ノ集合ニ關スル事項
- 七 其ノ他募集ニ關スル事項

前項ノ届出ニハ勞務者ノ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スペキ文書各二通（一通ハ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ノ検印ヲ受ケタルモノナルコトヲ要ス）及勞務者募集從事委託書ヲ添附スペシ(い)

第一項ノ規定ニ依リ届出デタル事項ニ變更アリタルトキハ三日以内ニ第一項ノ届出ヲ爲シタル國民職業指導所長ニ其ノ旨届出ヅベシ(い)

**第十四條** 國民職業指導所長前條ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第六號ニ依ル勞務者募集從事證ヲ交付スペシ(い)

勞務者募集從事證ヲ滅失、紛失又ハ毀損シタルトキハ募集從事者へ其ノ再交付ヲ申請スルコトヲ得

勞務者募集從事證ノ記載事項ニ變更ヲ生ジタルトキハ募集從事者へ遲滞ナク其ノ書換ヲ申請スペシ

前二項ノ申請ハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第七號ニ依リ之ヲ爲スペシ

**第十五條** 募集從事者應募者ヲ引率シテ旅行セントスルトキハ勞務者募集從事委託書ヲ添附シ様式第八號ニ依リ出發地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い)

國民職業指導所長前項ノ届出アリタル場合ニ於テ支障ナシト認ムルトキハ様式第九號ニ依ル應募者引率旅行證ヲ交付スペシ(い)

**第十六條** 募集從事者へ勞務者ノ募集ニ從事中ハ勞務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又ハ應募者引率旅行證ヲ携帶スペシ

募集從事者へ應募者若ヘ應募セントスル者又ハ之ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキハ其ノ勞

務者募集從事委託書及勞務者募集從事證又へ應募者引率旅行證ヲ提示スペシ

第十七條 募集從事者へ應募セントスル者ニ對シ第十二條ノ就業案内ヲ交付シ其ノ主旨ヲ懇示  
スペシ

第十八條 募集從事者へ勞務者ノ募集ニ從事中様式第十號ニ依ル應募者名簿ヲ携帶シ又へ第十三條ノ規定ニ依リ届出デタル居所若ヘ事務所ニ備付クベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ詮衡又へ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者へ此ノ限ニ在ラズ

第十九條 募集從事者へ自己ノ勸誘シタル應募者ヲ他ノ募集從事者ガ詮衡シ又へ引率旅行スルトキヘ其ノ詮衡又へ引率セラルル應募者ニ付應募者名簿ノ寫ヲ作成シ其ノ詮衡又へ引率旅行ヲ爲ス募集從事者ニ交付スペシ

募集從事者他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ヲ詮衡シ又へ引率旅行スルトキヘ前項ノ應募者名簿ノ寫ヲ携帶スペシ

第二十條 募集從事者へ毎月ノ勞務者ノ募集ノ狀況ヲ翌月五日迄ニ様式第十一號ニ依リ募集地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ届出ヅベシ但シ他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ詮衡又へ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ヘ此ノ限ニ在ラズ(い)

第二十一條 募集從事者各國民職業指導所管内ニ於ケル勞務者ノ募集ヲ終了シタルトキヘ募集終了ノ日ヨリ五日以内ニ勞務者募集從事證ヲ添附シ様式第十二號ニ依リ當該國民職業指導所長ニ届出ヅベシ(い)

第二十二條 募集從事者へ未滅年者、禁治產者、準禁治產者又へ妻ニ付テヘ其ノ法定代理人、後見人、保佐人又へ夫ノ承諾アルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ但シ已ムヲ得ザル事由ニ依リ承諾ヲ得ルコト能ヘザル場合ニ於テ本人ヲ保護スル者ノ承諾アルトキヘ此ノ限リニ在ラズ

第二十三條 募集從事者へ左ニ掲グル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

- 一 勞務者募集從事委託書、勞務者募集從事證又へ應募引率旅行證ヲ他人ニ譲渡シ又へ貸與スルコト
- 二 募集ニ關シ事實ヲ隱蔽シ、誇大虛偽ノ言辭ヲ弄シ其ノ他不正ノ手段ヲ用フルコト
- 三 第十三條ノ届出ニ添附シタル文書ニ非ザル文書ヲ掲出又へ頒布スルコト
- 四 應募ヲ強要スルコト
- 五 應募ヲ他人ニ委託スルコト

- 六 應募者ヲ勞務者募集從事證記載ノ募集主以外ノ者ニ周旋スルコト
- 七 金品ヲ給與シ又ヘ貸付ケテ應募ヲ勸誘スルコト
- 八 被傭中ノ者ニ對シ應募ヲ勸誘スルコト
- 九 應募者又ヘ應募者ヲ保護スル者ヨリ手數料、報酬等何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ヘズ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十 勞務者募集從事委託書記載ノ報償ノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ヘズ募集ニ關シ募集主ヨリ金錢其ノ他ノ財物ヲ受クルコト
- 十一 應募者若ヘ應募セントスル者又ヘ之ヲ保護スル者ニ對シ其ノ財物ノ保管ヲ求メ又ヘ保管シタル財物ノ返還ヲ故ナク拒ムコト
- 十二 應募者ノ外出、通信若ヘ面接ヲ妨ゲ其ノ他應募者ノ自由ヲ拘束シ又ヘ苛酷ナル取扱ヲ爲スコト
- 十三 當該官吏又ヘ應募者ヲ保護スル者ニ對シ應募者ノ所在ヲ隱蔽シ又ヘ之ヲ偽ルコト
- 十四 應募者又ヘ應募セントスル者ニ對シ風俗ヲ紊ル虞アル行爲ヲ爲スコト
- 十五 應募者又ヘ應募セントスル者ニ對シ遊興ヲ勸誘シ又ヘ其ノ案内ヲ爲スコト
- 十六 募集ニ關シ知得シタル人ノ祕密ヲ漏洩スルコト
- 第二十四條 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキヘ募集從事者ニ對シ地域又ヘ期間ヲ指定シテ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ制限スルコトヲ得(い)
- 國民職業指導所長必要アリト認ムルトキヘ募集從事者ニ對シ其ノ指定スル者ノ募集ヲ制限スルコトヲ得(い)
- 第二十五條 當該官吏ヘ募集從事者ニ對シ勞務者募集從事委託書、勞務者募集從事證、應募者引率旅行證、應募者名簿其ノ他募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得
- 第二十六條 國民職業指導所長ヘ募集從事者勞務者ニ關シ違法又ヘ不當ナル行爲ヲ爲シ又ヘ爲スノ虞アリト認ムルトキヘ勞務者ノ募集ニ從事スルコトヲ禁止スルコトヲ得(い)
- 第二十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ募集從事者ヘ遲滯ナク勞務者募集從事證ヲ返納スベシ
- 一 募集主募集從事者ノ委託ヲ解キタルトキ
  - 二 募集主應募者ヲシテ就業セムベキ事業ヲ廢止シタルトキ
  - 三 募集主募集ヲ罷メタルトキ

- 四 募集主募集ノ許可ヲ取消サレタルトキ
- 五 募集從事者募集從事者タルコトヲ罷メタルトキ
- 六 募集從事者募集ニ從事スルコトヲ禁止セラレクトルトキ
- 第二十八條 應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集從事者應募者ノ引率旅行ヲ爲サザルニ至リタルトキヘ遲滯ナク應募者引率旅行證ヲ返納スベシ
- 應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケタル募集從事者應募者ノ引率旅行ヲ終了シタルトキヘ遲滯ナク應募者引率旅行證ヲ就業場所在地ヲ管轄スル國民職業指導所長ニ提出スペシ(い)
- 第二十九條 募集從事者死亡シタルトキヘ戸籍法第百十七條ノ届出義務者ヘ遲滯ナク勞務者募集從事證又ヘ應募引率旅行證ヲ返納スベシ
- 第三十條 募集主ハ勞務者募集從事委託書ニ記載シタルモノノ外何等ノ名義ヲ以テスルヲ問へズ勞務者ノ募集ニ關シ募集從事者ニ對シ金錢其ノ他ノ財物ヲ給與スルコトヲ得ズ
- 第三十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テ應募者又ヘ應募者ヲ保護スル者ノ請求アリタルトキヘ應募者就業場ニ到著前ニ於テハ募集從事者、到著後ニ於テハ募集主ヘ應募者ノ歸郷ノ爲必要ナル措置ヲ爲スベシ
- 一 就業案内ニ記載シタル事實ト相違シタルトキ
- 二 募集主、募集從事者又ヘ就業場ノ監督者應募者ヲ虐待シ又ヘ凌辱シタルトキ
- 三 考試、身體検査其ノ他ノ募集主ノ都合ニ依リ應募者ヲ採用セザルトキ
- 四 其ノ他已ムヲ得ザル事由ニ因リ歸郷ヲ必要トスルニ至リタルトキ
- 第三十二條 左ノ各號ノ一ニ該當スルトキヘ募集主ヘ五日以内ニ其ノ旨第四條ノ地方長官ニ届出ヅベシ
- 一 第五條第一項第一號ノ事項ニ變更アリタルトキ
- 二 應募者ノ就業場ノ名稱ニ變更アリタルトキ
- 三 應募者ヲシテ就業セシムベキ事業ヲ廢止シタルトキ
- 四 募集ヲ罷メタルトキ
- 五 募集從事者ノ委託ヲ解キタルトキ
- 第三十三條 募集主ヘ毎月五日迄ニ前月ノ募集狀況ヲ様式第十三號ニ依リ應募者ノ就業場所在之地ヲ管轄スル地方長官ニ届出ヅベシ
- 第三十四條 第五條第三項ノ規定ヘ前二條ノ規定ニ依ル届出ニ之ヲ準用ス

第三十五條 當該官吏へ募集主又へ應募者ノ就業場ノ管理者ニ對シ募集ニ關スル書類、帳簿ノ提示ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條 地方長官へ募集ヲ不適當ト認ムルトキヘ其ノ募集ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又へ科料ニ處ス

一 第五條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル募集方法ニ依ラズシテ勞務者ノ募集ヲ爲シ又へ勞務者ノ募集ニ從事シタル者

二 第五條第二項、第七條第一項、第八條第一項、第十條、第十二條、第十三條、第十四條第三項、第十五條第一項、第十六條乃至第二十三條、第二十七條乃至第三十三條ノ規定ニ違反シタル者

三 應募者名簿ノ記載ヲ怠リ又へ之ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者

四 第九條、第二十四條乃至第二十六條又へ第三十五條ノ規定ニ依リ命令ニ違反シタル者

五 勞務者募集從事證又へ應募者引率旅行證ノ交付ヲ受ケズシテ募集ニ從事シタル者

六 募集從事者ヨリ委託ヲ受ケテ應募者ヲ誘導シタル者

第三十八條 法人又へ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又へ人ノ業務ニ關シ前條

ノ違反行爲ヲ爲シタルトキヘ其ノ法人又へ人へ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第三十九條 本令ノ罰則ヘ其ノ者ガ法人ナルトキヘ理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又へ禁治產者ナルトキヘ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ事業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テヘ此ノ限ニ在ラズ

第四十條 本令中地方長官トアルヘ第二條、第六條第一項、第九條乃至第三十三條ヲ除クノ外東京府ニ在リテヘ東京府知事及警視總監トス

第四十一條 本令ヘ移民保護法ニ依ル募集及船員法ノ船員ノ募集ニハ之ヲ適用セズ

#### 附 則

本令ヘ昭和十五年十一月二十日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十三年六月厚生省令第十九號勞務者募集規則ヘ之ヲ廢止ス

本令施行前法第八條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル勞務者ノ募集ニ關スル本令ノ適用ヘ左ノ各號ニ依ル

一 當該勞務者ノ募集ノ許可ノ申請書ニ添附シタル募集ニ關シ配布スペキ文書ニ付テヘ第七

條及第八條ノ規定ヘ之ヲ適用セズ

一 従前ノ規定ニ依リ募集從事者證ノ交付ヲ受ケタル募集從事者ニ付テハ第十一條及第十四條第一項ノ規定ヘ之ヲ適用セズ此ノ場合ニ於テハ當該募集從事者證ヲ以テ労務者募集從事委託書及労務者募集從事證ト看做ス

備考

一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列4番(277×321mm)トスルコト  
二、新聞、雑誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ依ル勞務者ノ募集ニ付テハ(乙)様式ニ依リ、其ノ  
他ノ募集ニ付テハ(甲)様式ニ依ルコト  
三、募集主ノ住所又ハ主タル事務所所在地ニノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキ  
ハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」  
欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行  
スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル  
者ノ氏名ヲ記載スルコト  
四、募集從事者ヲ使用セザル勞務者ノ募集ニ付テハ(甲)様式中ノ「募集從事者」ノ欄ヲ設ケザルモノヲ用  
フルコト  
五、募集區域ハ原則トシテ國民職業指導所管轄區域ニ依ルコト國民職業指導所管轄區域内ノ一部ノ市町  
村ニ於テ募集ヲ行フトキハ市町村又ハ郡ノ區域ニ依ルモ支障ナキコト  
六、募集從事者數ハ各國民職業指導所管轄區域内ニ於テ同時ニ募集ニ從事セシムベキ募集從事者ノ員數  
ヲ記載スルコト  
七、募集用文書ノ「掲出又ハ頒布ノ方法」ノ欄ニハ掲出又ハ頒布數、掲出又ハ頒布場所及掲出又ハ頒布  
ノ方法ヲ簡明ニ記載スルコト  
八、(乙)様式ノ「廣告ノ内容」ノ欄ニハ廣告ニ記載スル文字及圖畫ヲ廣告面ニ於ケル配列ノ通記載シ且文  
字ノ大サハ明示スルコト  
九、新聞、雑誌其ノ他ノ定期出版物ニ掲載スル廣告ニ付テハ新聞ノ地方版、市内版ノ如キ出版物ノ一部  
ノ版ノミニ掲載スル場合ニハ募集廣告ヲ掲載スル出版物ノ二名稱」ノ欄ニハ其ノ廣告ヲ掲載スペキ版ノ  
明示スルコト

勞務者募集註書

二、本書ノ用紙ノ大サヘ日本標準規格B<sub>4</sub>面番(182mm×257mm)トスルコト  
三、募集主ノ住所又ハ主タタル事務所所在地ノ欄ニテ理募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキハ其ノ名称又ハ名前ヲ、理募集主ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、理募集主ナルトキハ其ノ名前稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タタル者ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タタル者ノ氏名ヲ記載スルコト。

卷二

(表  
面)

## 労務者募集從事委託書

報	委託ノ内容	集募者	就業場	就業名	住所又ハ主タル事務所	所在地	主集募		
							氏名及生年月日	本籍	年月日生業職

(裏  
面)

年 月 日交付

契印

年 月 日撮影

(寫眞)

備考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格A列7番(240mm×195mm)トスルコト  
二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト  
三、「委託ノ内容」ノ欄ニハ某府縣内ニ於ケル應募ノ勸誘、應募者ノ證衡、應募者ノ引率等ノ如ク記載スルコト  
四、「寫眞」ノ欄ニハ本人ノ名刺型、正面、半身、無帽ノ寫眞ヲ貼附ノ上契印ヲ爲シ撮影年月ヲ其ノ下ニ記載スルコト

備考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列4番(257mm×364mm)トスルコト  
二、募集主ノ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所ヲ、法人ナルトキハ主タル事務所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ施行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト

三、「委託ノ内容」ノ欄ニハ某府縣内ニ於ケル應募ノ勸誘、應募者ノ銓衡、應募者ノ引率等ノ如ク記載スルコト

四、「募集豫定人員」ノ欄ニハ届出人が應募ノ勸誘ヲ爲シ應募セシムル豫定人員ヲ記載スルコト

五、募集ニ關シ頒布又ハ掲出スル文書アルトキハ其ノ文書ノ種類、數、頒布又ハ掲出ノ場所及方法ヲ「備考」欄ニ簡明ニ記載スルコト

六、應募者ヲ引率出發スル場合ニ於ケル集合ノ場所及日時ヲ定メタルトキハ「應募者ノ集合場所及日時」ノ欄ニ其ノ場所及日時ヲ記載スルコト

七、應募者ノ銓衡ヲ爲ス募集從事者ハ銓衡ノ場所及日時ヲ「備考」欄ニ記載スルコト

八、本書ニ添附スヘキ募集ニ關シ掲出又ハ頒布スル文書ノ寫ハ原則トシテ實物大ナルコトヲ要スルモノ其ノ大サ著シタ大ニシテ添附シ難キモノニ付テハ縮寫セルモノトシ且其ノ大サヲ明示スルコト

九、他ノ募集從事者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス募集從事者ハ本届ヲ提出スルコトヲ要セザルコト

## 様式第六號

八〇

第 年 月 日交付

住 所

募集從事者 氏

年 月 日 生

労務者募集從事證

國民職業指導所名印

(面 表)

備考		募集許可ノ年月日及番號			
		住所又ハ主タル事務所			
		所在地			
		氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ執			
		行スル役員ノ氏名			
		在地			
		就業場所			
		應募者ヲシテ就業セシ ムベキ事業			
募集終了豫定年月日					
募集着手年月日					
募集從事中ノ居所					
募集事務所					

(面 裏)

- 備考
- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格A列7番(74mm×105mm)トスルコト
  - 二、募集主ノ住所又ハ主タル事務所所在地ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所、法人ナルトキハ主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト
  - 三、「募集豫定人員」ノ欄ニハ應募ノ勸誘ヲ爲シ應募セシムル豫定人員ヲ記載スルコト
  - 四、募集ニ關シ頒布又ハ提出スル文書ノ種類、數、頒布又ハ掲出ノ場所及方法並ニ應募者ノ證衡ノ場所及日時ヲ「備考」欄ニ記載スルコト

(甲)

勞務者募集從事證再交付申請書

由	事	年	月	日	第	號	募	年	月	日	第	號	募	年	月	日	第	號
		年	月	日	第	號	集	年	月	日	第	號	集	年	月	日	第	號
							從						從					
							事						事					
							務						務					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							勞						勞					
							失						失					
							付						付					
							再						再					
							交						交					
							付						付					
							相						相					
							成						成					
							勞						勞					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							務						務					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							勞						勞					
							失						失					
							付						付					
							再						再					
							交						交					
							付						付					
							相						相					
							成						成					
							勞						勞					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							務						務					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							勞						勞					
							失						失					
							付						付					
							再						再					
							交						交					
							付						付					
							相						相					
							成						成					
							勞						勞					
							者						者					
							募						募					
							集						集					
							從						從					
							事						事					
							務						務					
							者						者					

主集募	住所又在主事	就所	在地	業名	場	集許ノ年月日及番	年月日第號	委託ノ內容	出發ノ場所	出發ノ日時	年月日午時分	旅 行 經 路	途中宿泊ノ場所及日時	就業場到著ノ日時	年月日午時分	就業場到著ノ日時	年月日午時分	右應募者引率旅行可致別紙應募者一覽表及勞務者募集從事委託書	添附此段及屆出候也	考備
																				國民職業指導所長 段 届出人氏 名 閱

八三

別紙

八四

傳

、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列4番(257mm×363mm)、別紙ノ用紙ノ大サハ同B列5番(182

「募集主」又ハ「B」列4番トスルコト  
「募集主」又ハ「住所又ハ「主タル事務所在地」ノ欄ニハ「募集主個人ナルトキハ其ノ住所、法人ナルトキハ其ノ所在地」又ハ「已成ノ、氏名等」ノ栏ニテ記入シテ置カズ。

三、新規所成ノ語載三一印各文ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名ノ欄  
二八募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ去ハ、ノ業務ヲ執行ス

ル役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者ノ氏名ヲ記載スルコト

〔「委託ノ内容」ノ欄ニハ某府縣内ニ於ケル應募ノ勸誘、應募者ノ詮衡、應募者ノ引率等ノ如ク記載スル

四、「旅行經路」ノ欄ニハ汽車、汽船、自動車其ノ他車馬ヲ利用スレトキハ其ノ種類、經由各泉名、美

下車船地及乘下車船日時、徒步二依ルトキハ其ノ起終點及其ノ出發到着日時ヲ記載スルコト  
應募者一覽表<sup>ハ</sup>男女各別<sup>トスレコト</sup>

、應募者ノ一住所ノ欄ニハ應募者ノ募集當時ノ住所ヲ、保護者ノ氏名及續柄ノ欄ニハ第二二条ノ

規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名及其ノ應募者トノ關係ヲ記載スルコト

THE JOURNAL OF CLIMATE

THE JOURNAL OF CLIMATE

樣式第九號

第  
號

四  
卷

佳  
所

募集從事者

年月日生

應募者引率旅行證

國民職業指導所名印

(面表)

(面 裹)

二、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格A列7番(175mm×105mm)トスルコト  
三、募集主ハ「住所又ハ主タル事務所所在地」ノ欄ニハ募集主個人ナルトキハ其ノ住所、法人ナルトキハ  
主タル事務所所在地ヲ記載シ、「氏名又ハ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ノ氏名」ノ欄ニハ  
募集主個人ナルトキハ其ノ氏名ヲ、法人ナルトキハ其ノ名稱及理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル  
役員ノ氏名ヲ記載スルコト、理事其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員數名アルトキハ其ノ主タル者  
ノ氏名ヲ記載スルコト  
四、下車船地及乘下車船日時、徒步ニ依ルトキハ其ノ起終點及出發、到着ノ日時ヲ記載スルコト  
三、「旅行經路」ノ欄ニハ汽車、汽船、自動車其ノ他船車馬ヲ利用スルトキハ其ノ種類、經由路線名、乘  
引率スル應募者ノ員數ヲ男女別ニ備考欄ニ記載スルコト

備考					氏名
					別女男
日月年	日月年	日月年	日月年	日月年	月生日年
					地籍本
					住所
					及ノ保護者 續柄名
日月年	日月年	日月年	日月年	日月年	應募年月日
日月年	日月年	日月年	日月年	日月年	應發年地
					金渡前
					車汽馬船貨質宿泊料
					其辨當代他費
					備考

一、本簿ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列5番(182mm×257mm)トスルコト  
二、「本籍ノ地」ノ欄ニハ應募縣名ニ依リ記載スルコト  
三、「住所」ノ欄ニハ應募者ノ住所ヲ記載スルコト  
四、「保護者ノ氏名及續柄」ノ欄ニハ第二十二條ノ規定ニ基キ承諾ヲ與ヘタル者ノ氏名及其ノ者ト應募者トノ關係ヲ記載スルコト  
五、「前渡金」ノ欄ニハ就業場到着前ニ於テ應募者又ハ之ヲ保護スル者ニ交付シタル金額ヲ記載スルコト  
六、「旅費」ノ欄ノ記載ニ付テハ括弧又ハ朱書ヲ以テ記載スルコト  
七、「旅費」ノ欄ニテ返還ヲ要セザルモノノラ包合スヲ記載スルコト  
八、「本様式」ハ横書トナスモ支障ナキコト  
九、本簿ニハ募集主ノ住所及氏名(法人ナルトキハ主タル事務所所在地及名稱)、應募者ノ就業場ノ所在  
地及名稱並ニ募集從事者ノ住所氏名ヲ記載シタル表紙ヲ附スルコト

八八

式樣

一、考  
一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格 B列ト番 (257mm×346mm)  
二、三、「住所」ノ欄ニハ應募者ノ氏名及續柄ノ欄ニハ住所ヲ記載スルコト  
四、「保護者」ノ欄ニハ該者ニ基キ承諾書ヲ記載スルコト  
四、「ヲ」ハ該者ニ基キ承諾書ヲ記載スルコト  
五、「月日」ノ欄ニハ該者ニ基キ承諾書ヲ記載スルコト  
六、「年月日」ノ欄ニハ該者ニ基キ承諾書ヲ記載スルコト

一、本書ノ用紙ハ日本標準規格B列<sup>4番</sup>(57mm×36mm)

一、ト著集主ノトキハ主タク事務所所在地ノ欄ニハ著集主個入  
二、ト著集主ノトキハ主タク事務所所在地ノ欄ニハ著集主個入  
三、氏員ルトキハ其ノ主タク事務所所在地ノ欄ニハ著集主個入  
四、「新編著者名」記載スル欄ニハ届出人ガ應募ノ勧誘ヲ爲シ應募セシム  
五、ル、人員中未出發者アヘルトキハ其ノ人員、届出後ニ於ケル就業場所田畠ノ般定義参考欄ニ記載スル欄ニハ其ノ金銭ノ状況ヲ備考欄  
六、二、配載者ノ勸誘シタル應募者ノ引率旅行ノミヲ爲ス基  
七、從事者ハ本届ラ要セルコトヲ引率旅行ノミヲ爲ス基

### 職業紹介法第十五條第一項ノ職業指定

(昭和十三年七月一日  
厚生省告示第九十二號)

藝妓、酔婦其ノ他之ニ類スルモノ

號三十第式樣

労務者募集状況届(年月分)		募集主住所(主タル事務所所在地)及氏名(名稱)団											
應募者ノ就業場 所在地及名稱		雇入人員										募集許可 年月日及番號	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	年月日 第	
募集ニ依ル雇入人員												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
												年月日 第	
	計											年月日 第	

備 考

- 一、本書ノ用紙ノ大サハ日本標準規格B列5番(182mm×257mm)

二、又ハB列4番(257mm×364mm)トスルコト

三、募集中ニ依ル雇入人員ヘ募集中道府縣別ニ之ヲ記載シ道府縣名、募集中ニ依ル雇入人員、募集中許可ノ年月日及番號ヲ夫々記載スルコト

四、文書ニ依ル募集中者ガ募集中付テハ廳幕スルニ付其ノ文書ヲ見タル地ノ道府縣ヲ募集中道府縣トスルコト

五、出版物(勞務者ノ募集中ミヲ目的トシテ出版スルモノア除キ)ニ掲載スル廣告ニ依ル募集中付テハ其ノ出版物ノ名稱ヲ募集中道府縣名ノ欄ニ記載スルコト

六、募集中及國民職業指導所ノ紹介ニ依ラザル雇入人員ノ欄ニハ其ノ月中ノ當該就業場所ニケル雇入總人員中募集中ニ依リ雇入レタル人員及職業紹介所ノ紹介ニ依リ雇入レタル人員ヲ除キタル八員ヲ記載スルコト